

小規模林地開発行為の手引

令和5年4月

千葉県農林水産部森林課

◎森林法施行令等の一部改正に伴う小規模林地開発行為の手引の改正について

この手引は、次の関係法令等の一部改正に伴い一部修正したものであり、令和5年4月1日から施行する。

1 森林法施行令（政令）一部改正（令和4年9月22日公布）

【主な改正概要】

太陽光発電設備の設置を目的とする0.5ヘクタールを超える開発行為を、森林法第10条の2第1項の規定による許可を要するものとして追加。

2 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例一部改正（令和4年12月27日公布）

【主な改正概要】

政令一部改正に伴い、届出が必要となる小規模林地開発行為の面積について、太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール以下とし、それ以外の目的の開発行為については0.3ヘクタール以上1ヘクタール以下と定義付け。

※詳細については、各法令等を参照